

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、その有害性等未解明な点が多いため、基本的な考え方、今後進めていくべき具体的な対応方針として「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」が平成10年5月（平成12年11月改定）に公表され、実態把握やメカニズムの解明が進められてきました。平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」を取りまとめ、平成17年度からはこれに基づき、調査研究等が推進されています。

平成17年6月にアスベストによる健康被害が社会問題化したことから、国においてはアスベスト問題に係る総合対策が示され、それに基づき労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法等の関係法令が改正されました。

また、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行により、アスベストによる健康被害者の救済が進められています。

4 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

種の絶滅の主な原因としては、種の移入、生息・生育地の減少、狩猟と意図的な根絶等が考えられます。このため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための「生物の多様性に関する条約」など国際的な取組が進められています。

国は、自然と共生する社会実現のためのトータルプランとして平成14年3月「新生物多様性国家戦略」を策定し、生物多様性の問題点に対応する具体的施策を示しています。

さらに、野生動植物については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策やレッドデータブックの改訂等により野生動植物の保護が進められています。

平成14年7月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」が全面的に見直され「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が制定されました。

平成15年1月には自然再生推進法が施行され、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復する自然再生事業を推進しています。

また、平成17年6月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行され、侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼育、栽培、輸入等を規制し、必要に応じ防除を行うことにより、生態系等に係る被害を防止することとしています。

第2節 本県の動向

平成11年3月に本県の環境の保全及び形成についての基本理念、行政・事業者・県民の責務及び環境保全施策の基本方針等を定めた「県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき策定した「鹿児島県環境基本計画」（平成16年3月改定）に掲げる各種施策を推進するとともに、「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例、「鹿児島湾ブルー計画」等の環境管理計画などに基づき、環境保全施策を推進しています。

また、「21世紀新かごしま総合計画」において、循環型社会の形成や多彩な自然環境の活用など「人と自然が共生する環境にやさしい地域社会」の実現のため、「屋久島環境文化村構想」や「奄美群島自然共生プラン」などに沿った様々な施策・事業の推進に積極的に取り組んでいます。